

東紀州環境施設組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき、令和3年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年3月31日

東紀州環境施設組合監査委員 加藤克英

東紀州環境施設組合監査委員 山本章彦

令和3年度 定期監査の結果に関する報告

1. 監査の対象

令和3年度 東紀州環境施設組合財務に関する事務の執行

2. 監査実施年月日及び場所

令和4年2月24日（木）

東紀州環境施設組合事務所

3. 監査の方法

提出された資料及び関係帳簿と照合し、あわせて関係職員の説明を求め、財務に関する事務の執行について監査を実施した。

4. 監査の結果

財務に関する事務の執行については、予算の執行、法令、条例及び規則等に準拠して、適正に事務処理されているものと認められた。